

岐阜県建築行政マネジメント計画

【第3期】

令和3年4月

岐阜県建築行政マネジメント推進協議会

< 目 次 >

I 計画の位置づけ

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の策定主体	3
3 計画期間	3

II 計画策定にあたっての考え方

1 対象範囲	3
2 計画の公表	3
3 取組みの見直しと継続的改善	3

III 取り組むべき施策

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	4
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	5
3 違反建築物等への対策の徹底	6
4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	7
5 事故・災害時の対応	8
6 消費者への対応	9
7 執行業務体制の整備	10

IV 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

・株式会社 確認サービス	11
・株式会社 ぎふ建築住宅センター	13
・株式会社 西日本住宅評価センター	16
・有限会社 みの建築確認検査センター	18

I 計画の位置づけ

1 計画策定の趣旨

本県では、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ岐阜県建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」）を平成 23 年 3 月に策定し、鋭意取り組んできた。

さらに、「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（平成 27 年 2 月 20 日付け国住指第 4428 号）」を踏まえて、建築基準法をはじめとした関係法令の改正や、社会情勢の変化に対応するようにマネジメント計画の見直しを行い、平成 27 年 6 月からマネジメント計画【第 2 期】として今日まで継続的に計画に基づく施策を実践してきたところである。

こうした取組みにより、確認審査日数の短縮、定期報告率の向上、建築士事務所の業務報告書提出率の向上等については一定の成果を上げることができた。一方、違反建築物への対策、建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保、事故・災害への対応等は、今後も継続的に取り組む必要がある。

この度、建築基準法や建築士法の改正をはじめ社会情勢の変化を受けての諸制度の見直し等に対応するため改定された国の指針を基に、ここに第 2 期 5 年間の目標達成状況を踏まえ、必要な見直しを行い、引き続きマネジメント計画に基づく各施策を実施することとする。

〔目標達成状況〕

■ 確認審査所要時間（日） 【目標 35日以内】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
17.7	12.2	7.4	6.6	10.1

■ 業務報告書提出率（％） 【目標 95％】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
54.8	103.1	89.8	90.1	92.4

■ 計画期間における定期報告率（％） 【目標 65％】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
81.5	61.8	69.3	66.8	61.6

計画期間（H27～R1）の報告率 → 65.6％

2 計画の策定主体

県、特定行政庁及び関係機関・団体を構成員とする「岐阜県建築行政マネジメント推進協議会」
(以下「推進協議会」という。)

〔岐阜県建築行政マネジメント推進協議会の構成〕

■ 県

岐阜県（建築指導課、公共建築課、住宅課）

■ 特定行政庁

岐阜県（岐阜・西濃建築事務所、中濃建築事務所、東濃建築事務所、飛騨建築事務所）
岐阜市、大垣市、各務原市、高山市、多治見市、可児市

■ 関係機関

岐阜県建築審査会、岐阜県建築士審査会、岐阜県警察本部、岐阜県消防長会、
(株)確認サービス、(株)ぎふ建築住宅センター、(株)西日本住宅評価センター、
(有)みの建築確認検査センター

■ 関係団体

(公社)岐阜県建築士会、(一社)岐阜県建築士事務所協会、(一社)岐阜県建築工業会

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

II 計画策定にあたっての考え方

1 対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

2 計画の公表

- ・インターネットのホームページ（以下「HP」）等で広く公表し、理解と協力を求める。
- ・目標達成状況について、基本的に毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、当該目標達成状況を公表する。

3 取組みの見直しと継続的改善

- ・目標達成状況を踏まえて、適宜、取り組むべき施策の見直しを行う。
- ・計画期間中であっても必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図る。

Ⅲ 取り組むべき施策

() は主として取り組む者を示す

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

- ア 確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）に基づき、円滑かつ適確な確認審査及び構造計算適合性判定を実施する。
- イ 確認審査日数の進捗状況を把握し管理することで、審査日数の短縮すべき事項を把握し、審査の迅速化を推進する。
- ウ 建築確認申請の審査において、建築士のデータベースの活用等により、設計者の適格性を確認する。
- エ 日本建築行政会議や岐阜県建築行政連絡会にて、建築確認審査における課題及びその対応を把握することにより、審査の円滑化を図る。
- オ 岐阜県建築基準法運用指針等の各種指針の適切な見直しを行うとともに、建築基準法に関する講習会や職場研修等への参加による審査担当者の審査能力向上に取り組む。

(2) 中間検査・完了検査の徹底（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時に建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

- ア 特定行政庁は、検査未申請の建築物に対して、中間検査及び完了検査を受けるよう督促等を実施するとともに、未受検の建築物の建築主及び工事監理者から報告を徴収し、必要に応じて立入検査を実施する。
- イ 工事監理の実態を把握し適正な工事監理を促すため、中間検査・完了検査時における工事監理者の立会いの徹底を図る。
- ウ 完了検査・中間検査手続きの必要性や重要性について、各種窓口やHPを活用する等により建築主や所有者へ周知を徹底する。

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適切に行われることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みを行う。

- ア 建築確認申請時において工事監理者の選定を促し、未選定の場合は工事着手前に建築主に督促を行う等、工事監理者選定の徹底を図る。
- イ 建築工事現場への立入検査や完了検査等の機会を捉え、工事監理の状況を確認するとともに、工事完了申請における工事監理の状況欄への具体的な記載を徹底させる。

- ウ 国が策定した工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインの周知を図るとともに、活用を徹底する。
- エ 工事監理の必要性や重要性について、建築主に対する意識啓発を行う。

(4) 仮使用認定制度の適確な運用（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

従来から仮使用承認制度を運用している特定行政庁及び、平成26年の建築基準法改正において新たに仮使用認定制度で認定主体となる指定確認検査機関が、仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。

- ア 安全上、防火上及び避難上支障がないことについて適確に審査するとともに、施工中に使用されている建築物の安全確保の徹底に取り組む。
- イ 特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保に取り組む。

(5) 建築確認申請等の電子化の推進（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

県民・職員双方の感染症罹患リスクの軽減、県民の利便性の向上及び建築行政事務の効率化のために、建築行政手続きの電子化等を推進する。

- ア 各種手続の一層の効率化に向け、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進める。
- イ 建築関係手続における書面、押印、対面の必要性を検証し、見直しを行う。

2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底（県・特定行政庁）

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する。

- | | | |
|-------------|---------------------------------------|-------------|
| 【目標】 | 1 県知事指定確認検査機関への立入検査実施回数 | 2回/年 |
| | 2 県知事委任指定構造計算適合性判定機関への立入検査実施回数 | 2回/年 |

- ア 県知事指定確認検査機関の処分基準の厳格・適正な運用を図り、指導・監督や処分を徹底する。
- イ 県知事指定確認検査機関や県知事委任指定構造計算適合性判定機関への定期的な立入検査・指導を行うとともに、適宜、確認申請書等の抜き取り調査を実施する。
また、確認審査業務等に疑義がある場合は、必要に応じて指定権者と連携して、特定行政庁による指定確認検査機関や県知事による指定構造計算適合性判定機関への立入検査を実施する。

ウ 指定確認検査機関や指定構造計算適合性判定機関の業務に疑義を認めた場合は、速やかに指定権者に情報を提供する。

また、県が処分をした場合は、県をはじめ、確認業務の権限を有する特定行政庁のHP等に、処分を受けた指定確認検査機関や指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等を公表する。

(2) 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底（県）

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

**【目標】 1 計画的な立入検査の実施 建築士事務所新規登録者
2 定期講習の受講の徹底**

ア 建築士及び建築士事務所の処分基準の周知及び適正な運用を図るとともに、これに基づき指導・監督や厳正な処分をする。

イ 前年度に新規登録を行った建築士事務所に重点を置いた立入計画を立て、計画的な立入検査を実施するとともに、違反建築物や検査未申請建築物に関与した建築士事務所に対しても、立入検査を実施する。

ウ さまざまな窓口における注意喚起等により、管理建築士講習、建築士の定期講習の受講について周知徹底を図る。

エ 必要な通知や督促、立入検査での指導を行うことにより建築士事務所の業務報告書の提出の徹底を図り、業務の実態を把握したうえで適切な指導・監督を実施する。

オ 建築士の法令遵守意識の向上を図り、新たな違法行為を防ぐため、HP等で建築士及び建築士事務所の処分履歴等を公表する。

3 違反建築物等への対策の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底（県・特定行政庁）

診療所、認知症高齢者グループホーム、ホテル、未届有料老人ホーム、個室ビデオ店等における火災を踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

【目標】 違反建築物に対する継続的指導の徹底

ア 違反建築物の実態を把握するため、指定確認検査機関や他法令所管部局と、情報交換等の協力体制を整備し、違反建築物対策を計画的かつ着実に推進する。

イ 工事中の建築物を対象とした定期パトロールを実施し、建築基準法及び関係法令違反の指導及び改善に努める。

ウ 確認審査及び完了検査等で違反の予見可能性が高いと判断される建築物については、工事完了後においても情報収集に努め、継続的な監視を行う等により違反発覚時の早期指導に備える。

エ 違反建築物に対し、改善されるまで継続的に指導を行うとともに、事例を蓄積し、類似する事案への対応に備える。また、特定行政庁が相互に情報交換できる体制を整える。

オ 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対して、事情聴取や査察を実施するなど迅速な指導監督を行うとともに、必要に応じて適正な処分を行う。

また、違反建築物に関与した建設業者、宅建業者等については、特定行政庁から適宜情報を受け、担当部局による必要な措置を促す。

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底（県・特定行政庁）

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについては情報の受付窓口を設置するとともに、労働基準監督署との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合、所要の措置を講じるよう徹底する。

ア 違法設置昇降機の実態を把握するため、労働安全衛生法により昇降機の情報把握している労働基準監督署と、情報交換等の協力体制を確立し、違法設置昇降機対策を計画的かつ着実に推進する。

イ 違法設置昇降機に係る是正・指導を徹底することにより、事例を蓄積し、類似する事案への対応に備えるとともに、特定行政庁が相互に情報交換できる体制を整える。

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保（県・特定行政庁）

建築基準法第 12 条に基づく定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。

また、昇降機や遊戯施設、建築設備についての安全性確保を促進する。

定期報告の履行の徹底にあたっては、データベース等の活用により実効性が上がるよう取り組む。

【目標】 計画期間における定期報告率 75%以上

ア 定期報告が必要な建築物にあつては、建築確認申請や提出を受けた定期報告書等から対象建築物の正確な情報の把握に努め、様式を統一した台帳を整備したうえで、既存台帳の更新等、適切な保守を行う。

イ 対象建築物の所有者等に対し、事前に定期報告を行うよう通知する。指定期間内に報告がない建築物の所有者等に対し督促を行い、再三の督促等にかかわらず報告が行われない場合については立入検査の対象とする。

ウ 対象建築物の管理者及び所有者等に対し、パンフレット、ポスター及びHP等により制度のPRを行うとともに、推進協議会構成員をはじめ、関係団体等と連携し、所有者等への制度周知の徹底を図る。

エ 定期報告で把握した「要是正」の内容については、是正指導の徹底を図る。なお、必要に応じて立入検査等を実施する。

オ 未報告建築物の実態を把握するため、他法令により建築物の情報を把握している消防部局等（昇降機及び遊戯施設は、中部ブロック昇降機等検査協議会）と情報交換等の協力体制を強化し、未報告建築物対策を計画的かつ着実に推進する。

(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進（県・特定行政庁）

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、飛散性アスベストを有する建築物に係るデータベースの充実を図るとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

ア 大規模建築物を対象とした使用実態把握調査の結果を踏まえ、調査報告が提出されていない建築物の所有者等に対し、補助制度を活用するなどして早急に調査し報告するよう督促する。

イ 吹付アスベストが露出して使用されていることが明らかになった建築物のうち、対策等が取られていない建築物の所有者等に対し、飛散防止のための措置が行われることの必要性について周知徹底を図るなど、フォローアップを確実に実施する。

ウ 建築物に係るアスベスト対策について、所有者等からの問い合わせに対し、適切に対応できるよう窓口を設け相談体制を維持する。

(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

既存不適格建築物については、所有者等が、その危険性に対する認識が十分でなく、改修等が進められていない状況に鑑み、法制度の周知徹底、特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施等を行う。

ア 既存不適格建築物に対応する法制度や施策について周知徹底を図る。

イ 特に危険な既存不適格建築物に対して、市町村と連携を図り改修指導を実施する。

ウ 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用等を図る。

5 事故・災害時の対応

(1) 事故対応（県・特定行政庁）

建築物に関する事故発生時における警察、消防等との連携による迅速かつ適確な事故対応を行う。

ア 警察、消防等の他法令所管部局と連携し、調査実施、原因究明、再発防止策の検討を行う。併せて、国土交通省に対し、類似施設の事故を未然に防止する観点から、速やかに事故情報の提供を行う。

イ 事故発生後は、類似施設の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて事故物件の立入調査と、類似施設の緊急点検等を迅速かつ適確に実施する。

また、必要に応じ製造メーカーの工場等に対しても立入検査を実施する。

- ウ 類似施設で実施した緊急点検の結果を受け、事故防止のための措置が行われることの必要性について周知徹底を図るなど、フォローアップを確実に実施する。
- エ 県内の特定行政庁で事故情報の共有を図り、その後の事故防止に努める。

(2) 災害対応（県・特定行政庁・関係団体）

地震発生後、被災した建築物が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの応急危険度判定を実施するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、「岐阜県建築物地震対策推進協議会」（構成員：県、市町村、関係団体）において、事前に体制の整備を図る。

【目標】 被災建築物応急危険度判定士の確保 2,500名以上の登録

- ア 被災建築物応急危険度判定士の登録者数を維持できるよう努める。併せて、被災宅地危険度判定士の確保にも努める。
- イ 応急危険度判定の実施にあたり、判定を円滑に実施するため、判定コーディネーターを継続的に養成する。
- ウ 災害状況の把握、判定士への参集依頼、都道府県への支援要請など、情報伝達が確実に行えるよう、定期的に連絡訓練を実施するなどして連絡体制の強化に努める。
- エ 迅速かつ円滑な判定を実施するため、被害想定に基づき、判定実施区域、判定対象とすべき建築物等の数及び必要とされる判定士並びに判定コーディネーターの数等を把握し、判定活動の作業手順を規定した震前実施計画（市町村が作成するもの）及び震前支援計画（県が作成するもの）について適切な時点更新を行うとともに、組織内の周知徹底を図る。
また、判定活動に必要な判定資機材の事前準備を徹底する。

6 消費者への対応

消費者庁の設置をはじめ消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に関する様々な相談や苦情が寄せられていることを踏まえ、建築行政においても消費者関係部局との連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。（県・特定行政庁）

- ア 消費者関係部局・消費者相談窓口との連携を密にし、互いに建築基準法等に関するトラブル、意見等の把握に努め、建築に関する相談等の対応に役立てる。
- イ HP、広報紙、パンフレット等による消費者に対する建築に関する情報提供を拡充する。
- ウ 相談窓口を設置し、建築基準法等に関する苦情処理の体制整備に努める。

7 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制や、業務に必要な執行体制の構築及び建築主事や確認検査員、建築監視員、建築指導担当者の将来の配置状況を踏まえた執行業務体制を維持するため、人材育成を進める。

ア 県をはじめとする特定行政庁の実情を踏まえ、指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関との役割分担を前提に適確な確認審査が執行できる体制の構築に努める。また、岐阜県建築基準法運用指針等、各種指針の適切な見直しを行う。

イ 特定行政庁及び指定確認検査機関による建築確認審査研修の実施や各種研修会への参加による担当者の審査能力向上に取り組む。

また、建築基準適合判定資格者検定の早期合格に向け、研修への参加を支援する。

ウ 指定登録機関及び指定事務所登録機関による建築士や建築士事務所の登録事務の適正な執行を確保するとともに、建築士や建築士事務所の指導・監督業務を適確に行うための執行体制の構築に努める。

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化（県・特定行政庁・指定確認検査機関）

平成30年建築基準法改正により、法第6条第1項第1号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積の合計が100㎡超200㎡以下のものに用途変更する際の確認申請が不要となったこと等をうけ、さらなる建築物等の安全確保を推進するため、推進協議会の構成員のみならず関係機関・団体と連携し、施策を推進する。

また、日本建築行政会議、岐阜県建築行政連絡会等、各種協議会と連携し、情報の共有化を図る。

(3) データベースの整備・活用（県・特定行政庁）

適確な建築行政の推進のために、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備を進め、建築確認検査をはじめとする建築物等に係る情報の適確な把握に努める。

データベースの整備・活用により、適宜、建築物の実態把握を行うとともに、既存建築物の安全対策や違反建築物への対策の検討を行う。

建築確認検査、定期報告のデータベース化及び適切な維持管理に努め、確認業務や建築指導業務の効率化を図る。

IV 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

指定確認検査機関における建築確認手続きを円滑に進めるための「推進計画書」については次のとおり。

株式会社確認サービス

建築行政マネジメント計画推進計画書

1. はじめに

本計画書は、当初平成 22 年に制定したものを 5 年に 1 度見直しを行っており、今般、国土交通省住宅局建築指導課長通知（令和 2 年 2 月 5 日付け国住指第 3643 号）に基づき、直近 5 年間の制度改正・社会情勢等を踏まえて見直し、今後 5 年間の当社における取組み方針を定めるものとします。

2. 建築確認審査の迅速化のための取組み

円滑な確認申請手続き等をより適確・迅速に実施するために、引き続き以下の取組みを行います。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法

・当社「受付審査マニュアル」による受理時審査を引き続き適正に行うと伴に、建築士データベースによる設計者の資格適格性のチェックを中心に、受付時間をより短縮する。

(2) 審査方法の改善

・当社「確認審査（意匠・構造・設備）マニュアル」及び同マニュアルによる審査経過票による法適合性審査を引き続き適正に行うと伴に、審査期間及び補正期間をより短縮する。なお、意匠、設備及び構造の専門スタッフによる並行審査は引き続き行う。

(3) 審査体制の改善

・各審査部署の審査区分及び決裁権限等の審査体制は、随時見直しを行い、緊急を要する場合は業務部による臨時的配置調整方針により即時対応する。

(4) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

・全国の都道府県の主催する建築確認円滑化対策連絡協議会に参画し、連絡調整及び意見交換を行う。

(5) その他確認審査手続の迅速化のための取組みの実施

・特定行政庁や指定確認検査機関連絡協議会等の主催する会議に積極的に参加し、適確で迅速な確認審査を進める。

3. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて、引き続き以下の方針により取り組む。

(1) 物件毎の進捗管理

・当社で利用している確認検査受付システム「NICE」により物件毎の進捗管理を引き続き行う。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

・全社全店の電話番号及びメールアドレスの公開及び当社会員制度「KS クラブ」を窓口とし、引き続き苦情等を受け付ける。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

・当社の苦情対応体制である「苦情・指導・事故等連絡票」の運用により、迅速な対応・対策・周知を引き続き行い、全社で情報を収集・共有し、再発防止及び業務改善に努める。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・随時発出する業務連絡票並びに毎週開催する業務部会議及び定期的に開催する部長会議により社内周知を図り、審査員への指導等を引き続き行う。
- ・業務部の確認審査業務担当者連絡調整網により、会議・打合せ等を通じて審査員の技術向上、指導等を引き続き行う。
- ・社員技術研修により、審査員の技術向上スキルアップに努める。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・社内監査委員会による監査を毎年開催し、監査結果により全社的な改善・基準の統一を引き続き行う。
- ・JCBA 日本建築行政会議に積極的に参画し、全国的な審査基準の調整統一に向けて引き続き努める。

なお、現在は JCBA の理事、企画委員、指定機関委員、基準総則・市街地・防災・構造・設備・指定機関の部会員として参画しています。

4. 実施時期

本計画書は令和 2 年 6 月 1 日より実施する。

株式会社 ぎふ建築住宅センター
改定版建築行政マネジメント計画策定指針に基づく推進計画書

この推進計画書は、改定版建築行政マネジメント計画策定指針の「iv 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書の作成」に基づいて、建築確認審査の迅速化のための取り組み及び審査過程のマネジメントについて、具体の取り組み方針を定めるものである。

記

建築確認審査の迅速化のための取り組み

1 確認申請受付時点でのチェック方法

建築主等から受付窓口に提出された確認申請関係図書について次に掲げる処理をするものとし、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地がないときはその理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。

- (1) 申請があった建築物等が業務区域内にあること。
- (2) 設計者が当該計画に設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反しないこと。
- (3) 関係法令等に基づく許可及び認定を受けているときは、その内容に相違ないこと。
- (4) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (5) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- (6) 申請に係る計画が指定確認検査機関指定準則第3 第4号及び第5号の規定に該当するものでないこと。

2 審査方法及び改善

(1) 審査手順の確立

(ア) 確認審査にたずさわる者は、建築基準法及びこれに基づく命令及び条例、その他の関係法令並びに確認検査業務規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認 検査の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

(イ) 確認申請を引き受けた後、審査結果を通知するまでの期間は、おおむね次の日数を目途とする。

- ・ 第4号建築物、第3号型式認定建築物 即日又は翌日
- ・ 上記建築物で消防同意の必要な物件 2日
- ・ 構造計算書付の物件 3日

(ウ) 構造計算書付きの物件の審査について、意匠と構造の各担当者はお互いに連携をとって並行審査を行う。

(2) 審査手順

(ア) 確認検査員等は、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかを迅速かつ適確に審査するものとする。

- (イ) 審査を終了したら速やかに理由を記載した通知書を作成し、決裁を経た後に建築主等に審査結果を連絡するものとする。
 - (ウ) 審査結果を建築主等に説明する場合は、親切かつ丁寧に行う。
- (3) その他
- (ア) 顧客サービスを優先し、当社のモットーである「安心・迅速・丁寧」な業務の遂行に努める。
 - (イ) 常に業務の効率化を念頭に置いて業務を遂行する。
 - (ウ) 確認審査に関して顧客へ照会する場合は、電話、ファックス又はメール等を用いて速やかに行う。

3 審査体制及び改善

- (1) 確認審査を適確に行うため、各確認申請書につき二人以上で審査（ダブルチェック）を行う。
- (2) 確認審査部の部長は、確認検査業務に関する情報を収集するとともに、社員全員と情報共有する。
- (3) 建築基準関係規定の改正等が行われた場合は、社内研修等を通じて周知し、審査に支障がないようにする。

4 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換

- (1) 建築確認円滑化対策連絡協議会（以下「協議会」という。）には、関係者を出席させ、建築確認に関する情報を収集するとともに、協議会で定められた事項については、積極的に協力する。

5 その他確認審査手続きの迅速化のための取り組み

- (1) 確認検査業務の情報を収集するために、関係特定行政庁等と緊密な連携を保ち確認審査の迅速化に努める。
- (2) 関係団体等との会合に積極的に参加し、確認検査業務に関する情報提供に努める。

建築確認の審査過程のマネジメント

1 物件ごとの進捗管理

- (1) 確認審査部の部長は、確認申請を引き受けた後、審査結果を通知するまでの期間内に審査が行われているか管理するとともに、審査期間内に終了しない場合が生じたときは、適切な対応を行う。
- (2) 審査過程及び進捗管理は、データベースを用いて行う。

2 顧客からの苦情を受け付ける窓口の設定

- (1) 苦情や相談等に適切かつ迅速に対応する。
苦情や相談等の問い合わせ窓口
株式会社ぎふ建築住宅センター 本社

3 苦情処理を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握及び調査体制の整備

- (1) 苦情が発生した場合、苦情等処理した社員は、申し立て者及び苦情事項等を記録し、速やかに実務責任者に報告し、実務責任者は、苦情内容に応じて対策及び再発防止策を検討・協議して記録するとともに、確認検査業務管理責任者に報告する。
- (2) 確認検査業務管理責任者は、協議結果を精査し、再発防止のための対策を実務責任者を通じ社員に周知する。
- (3) 苦情が発生したときは、迅速な対応に努める。

4 確認検査員等への指導等の取り組み方針

- (1) 本社・支社・出張所の連絡を密にして、全社員が情報を共有して適確に業務を行うため、業務連絡調整会議を定期的開催する。
- (2) 業務連絡調整会議で調整が整った事項について、参加した社員は各事務所の社員全員に説明を行い周知する。
- (3) 外部研修会、講習会等については、積極的に社員を派遣するとともに、参加した社員は全社員に対する社内説明会等を行い周知する。

5 その他審査バラツキ是正のための取り組み

- (1) 確認検査業務管理責任者及び確認審査部の部長は、確認検査業務の運営上必要な場合は、業務連絡調整会議又は社内研修会を開催して業務に関する調整を行う。
- (2) 確認検査業務管理責任者及び確認審査部の部長は、常に社員が適正に審査し業務を遂行しているか管理監督し、必要に応じて指導を行う。
- (3) 確認検査業務実施マニュアルを定め、これに従い業務を実施する。
- (4) 事前相談の内容等については、関係者で情報共有に努める。

附則 この推進計画は、令和2年6月1日から施行する。

(株)西日本住宅評価センター
円滑な建築確認手続き等にかかる推進計画書

建築行政マネジメント計画策定指針に基づき、円滑な建築確認手続きにかかる推進計画を次のとおり定める。

1. 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

2. 建築確認審査の迅速化のための取組み

(1) 確認申請受付け時点でのチェック方法

確認申請受付け時に、確認審査等に関する指針、確認検査業務規程及び確認検査実施マニュアルに基づき、指定区分（業務区域、業務の範囲、制限業種にかかる制限に抵触しない等）に合致する建築物であるか、建築行政共用 DB により、設計者、工事監理者の資格が、建築士法の規定に適合しているか、提出図書に不足がないか、申請内容に明らかな瑕疵がないか等について、チェックリストを用いて確認する。

(2) 審査方法の改善

各支店の確認検査部長及び事務所長等で構成する確認検査業務管理者会議を定期的に開催し、全社で統一的な確認審査・検査を実施するための方針を定め、業務品質の向上を図る。

また、建築主等との打ち合わせ、指摘事項とその対応、特定行政庁への問合せ等の証跡を記録・保存し、その結果を分析・検証することにより審査方法の改善につなげる。

(3) 審査体制の改善

申請件数の推移や動向を適宜把握し、各支店・事務所の業務量に応じて適切に人員を配置するなど審査体制の適正化に努める。

(4) 建築行政マネジメント推進協議会等への参画

業務区域にある各府県に設置されている建築行政マネジメント推進協議会等に参画し、情報収集・意見交換を行い、情報の共有化に努める。

(5) 建築基準法改正に伴う対応（令和元年6月27日公布）

改正法が段階的に施行され、それに伴い多くの関係政令の改正、告示の制定・改正が行われている。

特に今回、防火・避難関係規定の合理化、緩和により、多くの改正が行われ、その趣旨、内容を十分理解したうえで、改正法を遵守し、適格な審査に努める。

(6) その他確認審査手続の迅速化のための取組み

毎年度当初、各支店・事務所毎に、サービスレベルの目標（審査日数（受付から交付）、検査日数（検査から交付））を設定し、審査・検査の迅速化に取り組む。

3. 確認検査業務の電子化の推進

国の技術的助言（H26.5）の発出、建築確認検査電子申請ガイドライン（H26.12）の発刊を踏まえ電子化を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うリモートワークの推進や国の規制改革実施計画に基づく「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令

の一部を改正する省令」の施行（R3.1）など、建築確認検査業務の電子化に向けた動きが加速している。

現在実施している電子申請手続きを進めるとともに、確認 WEB 事前申請の実績を活かして電子申請への移行を推進する。

4. 建築確認の審査過程のマネジメント

（1）物件毎の進捗管理

当社独自の基幹業務管理システム（「WHEIS」という。）により、データ管理、進捗管理を引き続き実施するとともに、長期滞留物件等について定期的にフォローし、解消に努める。

また、記録管理システムにより、業務の進捗状況に応じた記録の所在を常時明確にし、お客様からの進捗状況の問い合わせ等に対して、タイムリーに情報提供する。

（2）業務に関する苦情の受付窓口の設定

ホームページに電話問い合わせ先一覧を設けるとともに、各支店等の窓口等に寄せられる苦情相談等に対しても真摯に対応する。

（3）審査の指摘内容のバラツキ等の把握及び調査体制の整備

確認検査本部が、確認審査における指摘内容を把握・分析し、確認検査員等に対しては研修会等を通じて周知し、確認検査業務の統一化を図る。

各支店・事務所においては、ローカルルールを遵守し、審査者による指摘内容のバラツキ解消に向けて、定例会議等を通じて、統一的な審査及び検査を実施するよう努める。

（4）確認検査員等への指導等の取組み方針

確認検査業務全体研修会及び実務者研修会等の実施並びに内部監査等を通じて、確認検査員等の資質と審査技術力の向上を図る。

（5）その他のバラツキ是正のための取組み

指摘内容のバラツキ解消のため、審査時のダブルチェックを徹底する。

有限会社 みの建築確認検査センター

建築確認手続き円滑化推進計画書

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、改訂版建築行政マネジメント計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取り組み方針を定めるものとする。

2 目標

建築確認を適確かつ迅速に審査することにより、円滑な建築確認手続きが行われることを目標とする。

3 建築確認の審査の迅速化

次の方法により、建築確認の審査の迅速化に努める。

(1) 建築確認の受付時の対応

- ア 受付要件の確認とともに、記載すべき事項等の基本的審査を行う。
- イ 基本的な審査の結果、建築計画に大きく影響する等、基準への著しい不適合が認められる場合は、申請者に対して速やかに指示する。
- ウ 審査に必要な特殊条件の有無について聞き取る。

(2) 建築確認審査における対応

- ア 当面の間、確認検査員による事前相談を実施する。
- イ 市町村への土地利用規制等の確認は、審査に並行して速やかに行う。
- ウ 申請書の補正や追加説明を求める際の書面様式を統一するなど補正等の指示の明確化を図る。

(3) 適切な審査体制

- ア 岐阜県建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、その議論や意見交換を踏まえて審査に取り組む。
- イ 構造計算適合性判定機関の判定審査と当社の確認審査において、構造計算に関する考え方等の情報共有を図る。

(4) 構造計算適合性判定及び消防同意との並行審査における対応

- ア 構造計算適合判定機関の審査日程を把握し、適切なスケジュール管理を心掛ける。
- イ 当社と指定構造計算適合性判定機関との協議により、円滑な審査を実施する。
- ウ 引き続き所轄の消防署と、並行審査を実施していく。

4 建築確認の審査過程の管理等

次の方法により審査過程の適切な進捗管理と審査の統一性の確保に努める。

(1) 申請の適切な進捗管理

- ア 全ての審査担当者が使用できる管理台帳により審査の進捗を管理する。
- イ 定期的に審査状況を整理、把握し、審査に時間を要する事項についての対応策を検討する。

(2) 申請者からの意見、要望の窓口の設置

- ア 審査担当者が窓口となり、申請者からの意見や要望を受け付ける。
- イ 岐阜県建築確認円滑化対策連絡協議会を通じ、申請者からの意見や要望を提案する。

(3) 審査の統一性の確保

ア 審査の統一性に係る意見や要望を定期的に整理し適切な対応策をとる。

(4) 審査担当者の能力向上

ア 建築関係の機関や団体が行う研修などの技術研鑽の機会に、審査担当者を積極的に派遣する。

5 計画の公表など

当社のホームページで公表する。

当社、窓口の誰でも見やすい所に常備する。

令和2年6月30日 決定